資料３－１

地域医療構想に対するパブリックコメント（主な意見の例）

分類	No	意見	県の考え方	反映区分
全体	2	私の住む町には入院できる病院がありません。入院は大きなケガや病気で他市町へ行ってしかできません。一人暮らしでは、大病でなくても自宅で療養するのが大変なときもあります。今後独居人口は増加します。入院のできる病院を各市町村に一つでもあれば住民は、安心して自宅でくらしていけます。	構想区域の設定に当たっては、広大な県土、人口構造や交通アクセス、医療従事者を含む医療資源の状況などを踏まえて現行の二次保健医療圏を構想区域としたところです。構想の策定後は構想区域ごとの協議の場において地域の実情も踏まえながら、地域における病床機能の分化と連携や在宅医療の体制整備等について協議していくこととしております。御意見については協議の場等における検討の参考とさせていただきます。	D（参　考）
在宅移行	13	1、24ページ　ウ．平成37年（2025年）における在宅医療等の必要量の推計 2つ目の〇の2行目から3行目に掛けて、「在宅医療等への移行を進めることが不可欠です」とあるが、在宅医療への移行を無理に進める事には反対である。患者・家族の意向を十分汲み取りながら進めるべきである。 また、在宅医療の充実には、訪問診療を行う医師や歯科医師を増やさなければならない。しかし国は、2014年改定の診療報酬で、同一建物居住者を診療した場合、医科の訪問診療料は従来の2分の1に、在宅時医学総合管理料は4分の1まで引き下げた。このことで、年間1千万円以上の減収を余儀なくされた医療機関もある。歯科の訪問診療料も380点から283点に、また10名以上診療した場合143点に大幅に引き下げられた。これでどうして在宅医療を行う医療機関を増やしていくのか。 さらに、面積が広大な本県は、特に地方では患家までの距離が遠く、移動だけで多くの時間を費やす。これも在宅医療に積極的に関われない一因となっている。 在宅医療に取り組む医師や歯科医師を増やすには採算の合う診療報酬体系にする 必要があり、県は国に対し在宅医療点数の引き上げを要請して欲しい。また、県としても在宅医療を行う医療機関への支援を検討して欲しい。	ご指摘の箇所は、在宅移行については、住民が安心して地域医療を受けられるよう、体制整備が先行することが必要である旨を記載したものであり、ご指摘のとおり在宅医療への移行に当たっては患者や家族をはじめ住民の意向を踏まえる必要があると認識しております。また、広大な県土や医療・介護資源の偏在など、地域の実情を踏まえる必要があることも構想に記載しているほか、６　構想の実現に向けた取組においては、医療と介護の連携や在宅医療等の体制整備に係る県の支援についても整理しております。 なお、県では、国に対して医師不足の地域における訪問診療等の実態を踏まえた診療報酬等による評価を要望しており、今後も機会を捉えて要望いたします。	C（趣旨同一）
在宅移行	14	2、24ページ　ウ．平成37年（2025年）における在宅医療等の必要量の推計 3つ目の〇について、「居宅や施設が入院施設の受け皿となる」ことが示されているが、在宅介護においては、家族の負担を軽減するため訪問介護サービスや通所施設等を利用しやすくすることが必要である。そのためには利用料の軽減、ヘルパーの増員が不可欠である。また、施設入所においては、例えば特養の待機者が本県では5,105名（2015年9月時点）と体制整備が急がれる。同時に、施設で働く介護職員の養成や増員も喫緊の課題である。県としても、施設の増設や介護職員養成の支援を思い切って行なうべきである。また、国に対しては、国の施策として本腰を入れて取り組むよう要請して欲しい。	県では、いわていきいきプラン2017において、介護施設整備や介護従事者確保等について定めているところですが、今後、地域医療構想の策定も踏まえ、医療と介護の整合的な確保に向けて、医療計画と介護保険事業（支援）計画の同時改訂も予定しているところです。県としては、要介護高齢者が必要な介護サービスを必要な時に利用できるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対して補助を行うとともに、関係機関と連携して介護人材の確保に取り組んでいきます。 なお、御意見を踏まえ、今後の国への要望の必要性等について検討して参ります。	C（趣旨同一）
病床削減	30	病床削減しないでください。 【類似の意見…合計17件】	地域医療構想は病床を強制的に削減するためのものではなく、将来の医療需要に応じたあるべき医療提供体制を検討するためのものであり、構想の策定後は構想区域ごとの協議の場において地域の実情も踏まえながら、地域における病床機能の分化と連携や在宅医療の体制整備等について協議していくこととしております。御意見については協議の場等における検討の参考とさせていただきます。	D（参　考）

地域医療構想に対するパブリックコメント（主な意見の例）

分類	No	意見	県の考え方	反映区分
その他	40	地域医療の充実を望みます。その為には紫波の県立病院にベッドを置いて下さい。 【類似の意見…合計5件】	構想区域の設定に当たっては、広大な県土、人口構造や交通アクセス、医療従事者を含む医療資源の状況などを踏まえて現行の二次保健医療圏を構想区域としたところです。構想の策定後は構想区域ごとの協議の場において地域の実情も踏まえながら、地域における病床機能の分化と連携や在宅医療の体制整備等について協議していくこととしております。御意見については協議の場等における検討の参考とさせていただきます。	D（参　　考）